

報道関係者 各位

令和7年12月19日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 松本 和彦

地方障害者雇用担当官 岡 聖

(電話) 028-610-3557

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

民間企業において雇用者数・雇用率ともに過去最高を更新 法定雇用率「2.5%」を達成

栃木労働局（局長 川口 秀人）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、栃木労働局が、障害者の雇用義務のある栃木県内に本社を置く事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業】(法定雇用率 2.5%)

※（ ）は前年値、< >は全国値

- 雇用障害者数 6,144.5人(5,881.5人)
- 実雇用率 2.50%(2.48%)<2.41%> -----全国22位(26位)
- 法定雇用率達成企業割合 54.7%(54.0%)<46.0%> -----全国21位(24位)

【公的機関】(同 2.8%、県教育委員会は 2.7%)

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ○栃木県雇用障害者数 178.5人(173.0人) | 実雇用率 3.37%(3.28%) |
| ○栃木県警察本部雇用障害者数 21.0人(20.0人) | 実雇用率 3.57%(3.41%) |
| ○栃木県教育委員会雇用障害者数 341.5人(340.5人) | 実雇用率 2.40%(2.70%) |
| ○市町等雇用障害者数 534.0人(494.5人) | 実雇用率 2.80%(2.67%) |
| ○市町教育委員会雇用障害者数 5.0人(6.0人) | 実雇用率 2.87%(2.68%) |

【独立行政法人など】(同 2.8%)

- 雇用障害者数 54.0人(50.5人) 実雇用率 2.69%(2.96%)

今後の取り組み

令和8年7月の法定雇用率引き上げを見据え、法定雇用率未達成企業の解消に向けて、障害者雇用が円滑に推進されるよう、きめ細かな助言及び指導をハローワークと関係機関の一体的な支援（チーム支援）により適時適切に実施します。

1. 民間企業における雇用の状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

民間企業(40.0人以上規模の企業:法定雇用率2.5%)に雇用されている障害者の数は6,144.5人で、前年より263.0人増加し(対前年比4.5%増)、過去最高を更新した。

雇用者のうち、身体障害者は3,120.5人(対前年比1.7%増)、知的障害者は1,558.5人(同2.9%増)、精神障害者は1,465.5人(同12.9%増)と、精神障害者の伸び率がもっとも大きかった。[グラフ1][表1]

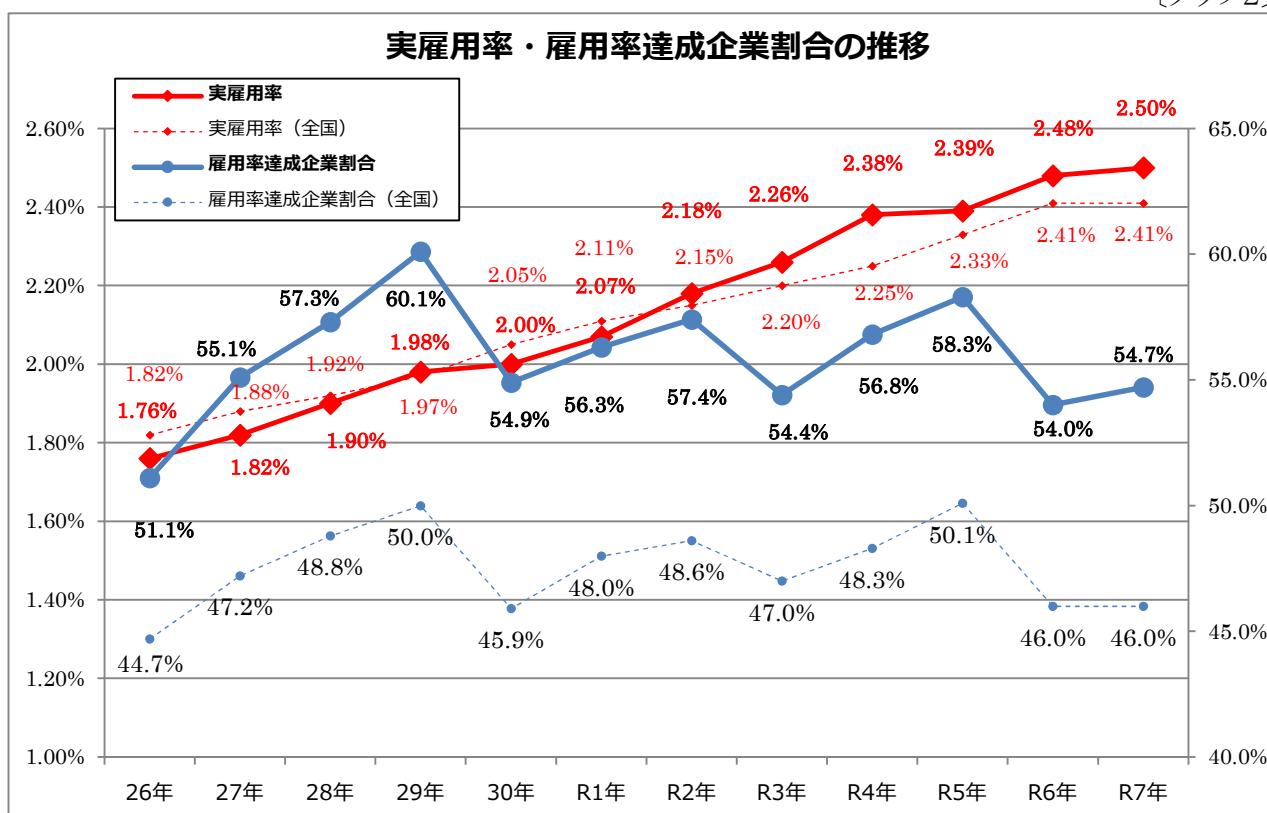
実雇用率は、2.50%(前年2.48%)で前年より0.02ポイント上昇し、全国平均(2.41%)よりも0.09ポイント上回った。

法定雇用率達成企業の割合は、54.7%(同54.0%)で前年より0.7ポイント上昇し、全国平均(46.0%)よりも8.7ポイント上回っている。[グラフ2][表1]

[グラフ1]



[グラフ2]

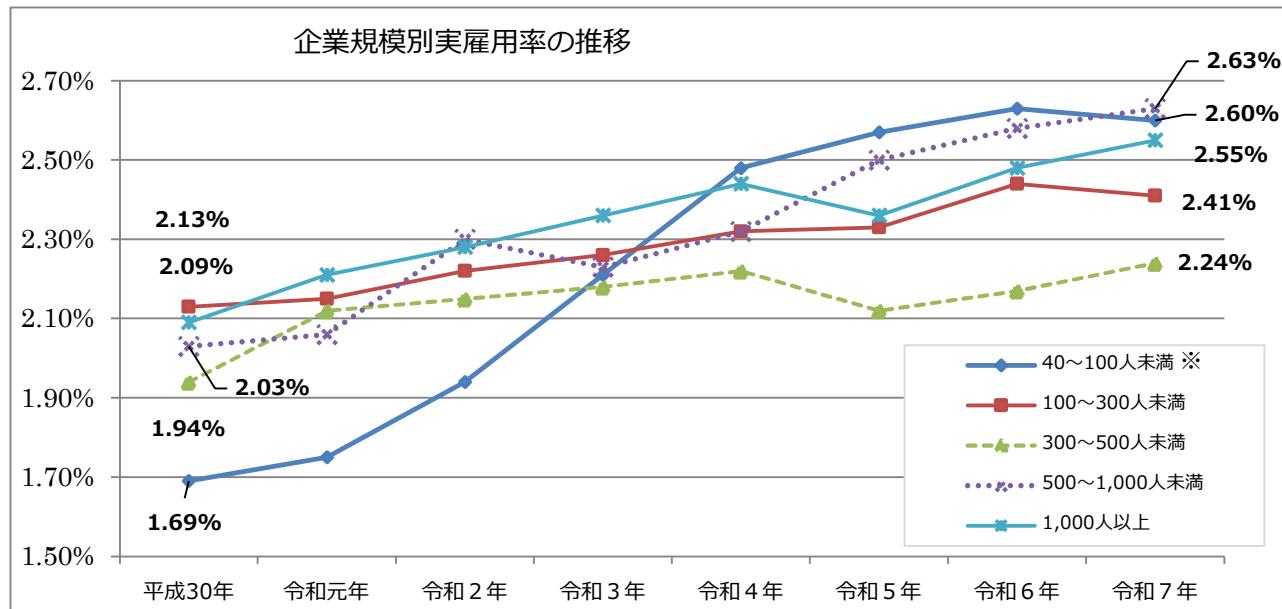


(2)企業規模別の状況

企業規模別にみると、障害者の実雇用率は、40人以上100人未満規模と100人以上300人未満規模以外で前年を上回った。[グラフ3][表2]

法定雇用率達成企業数の割合は100人以上300人未満規模区分以外で前年を上回った。[グラフ4][表2]

[グラフ3]

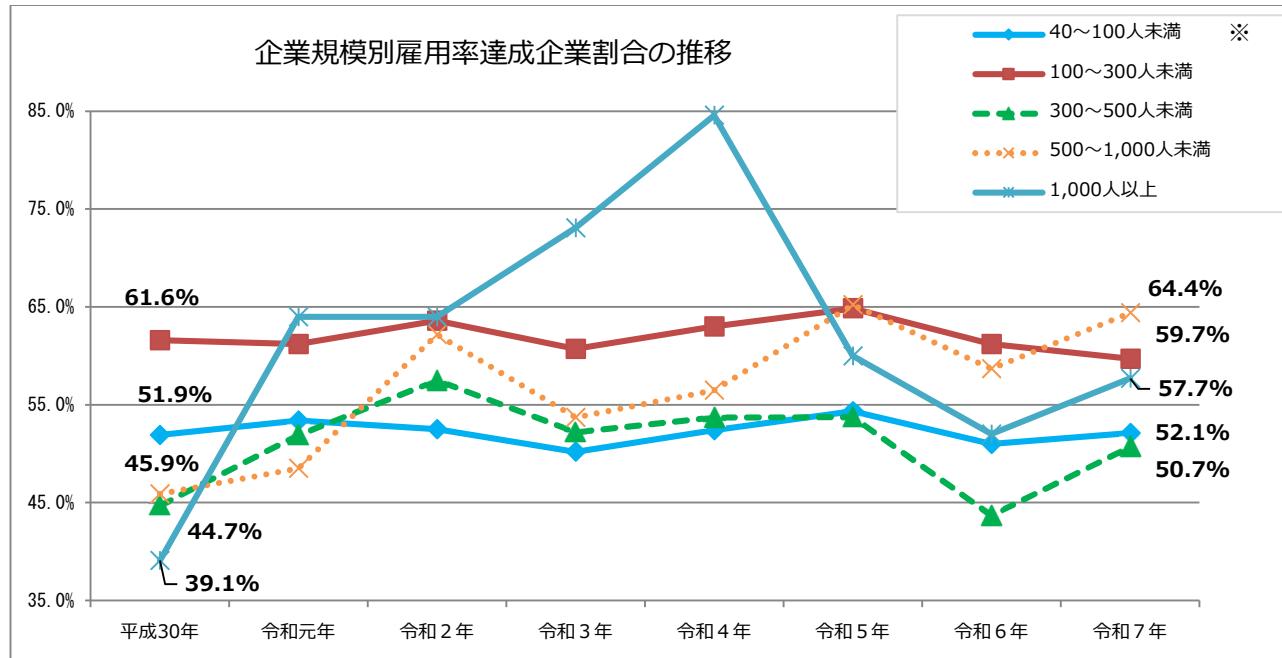


※平成30年からは45.5～100人未満

※令和3年からは43.5～100人未満

※令和6年からは40～100人未満

[グラフ4]



※平成30年からは45.5～100人未満

※令和3年からは43.5～100人未満

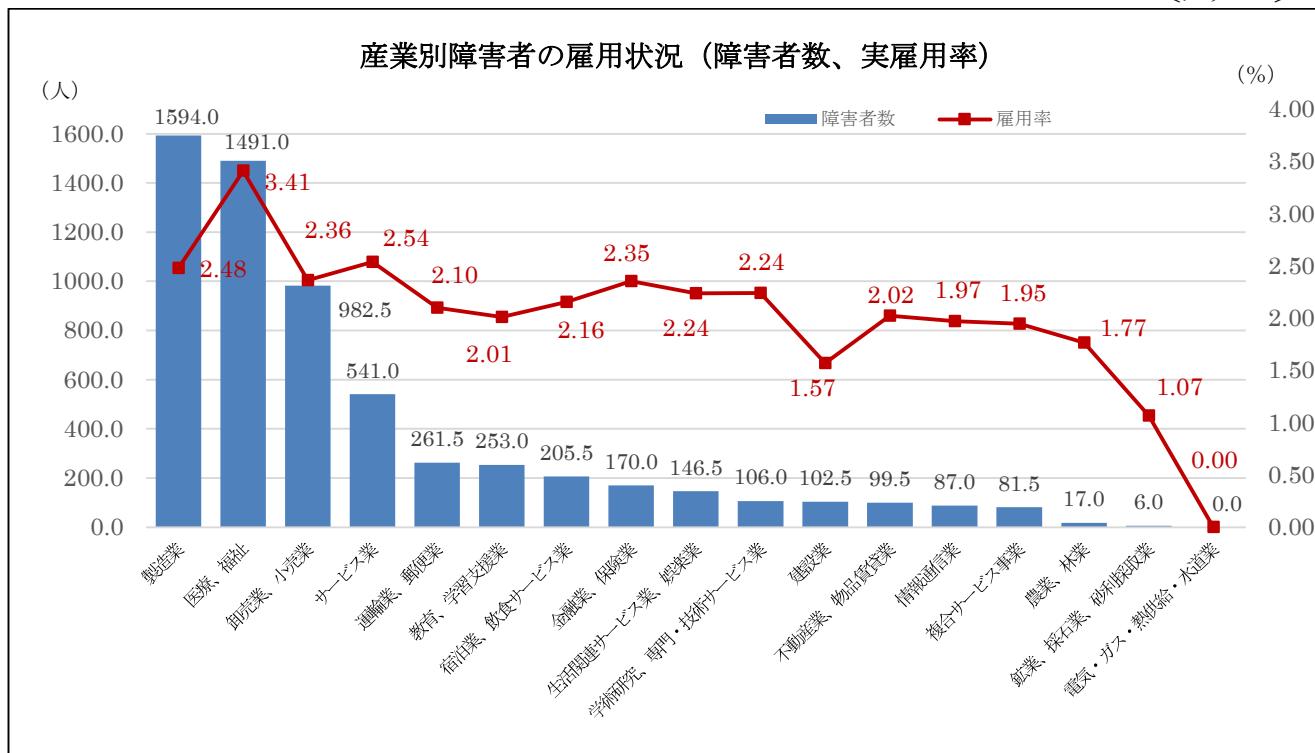
※令和6年からは40～100人未満

(3) 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数では、「製造業」が最も多く 1594.0 人で、前年より 50.5 人増、次いで「医療、福祉」1491.0 人、前年よりも 156.5 人増となった。その他にも雇用数の多い「サービス業」(541.0 人、同 76.0 人増)、「運輸業、郵便業」(261.5 人、同 9 人増)等が増加であった。しかし雇用数の多い「卸売業・小売業」では 982.5 人で、前年より 47.0 人減少となつた。

産業別の実雇用率では、「医療、福祉」(3.41%)が最も高く、次いで「サービス業」(2.54%)であった。[グラフ5] [表3]

[グラフ5]



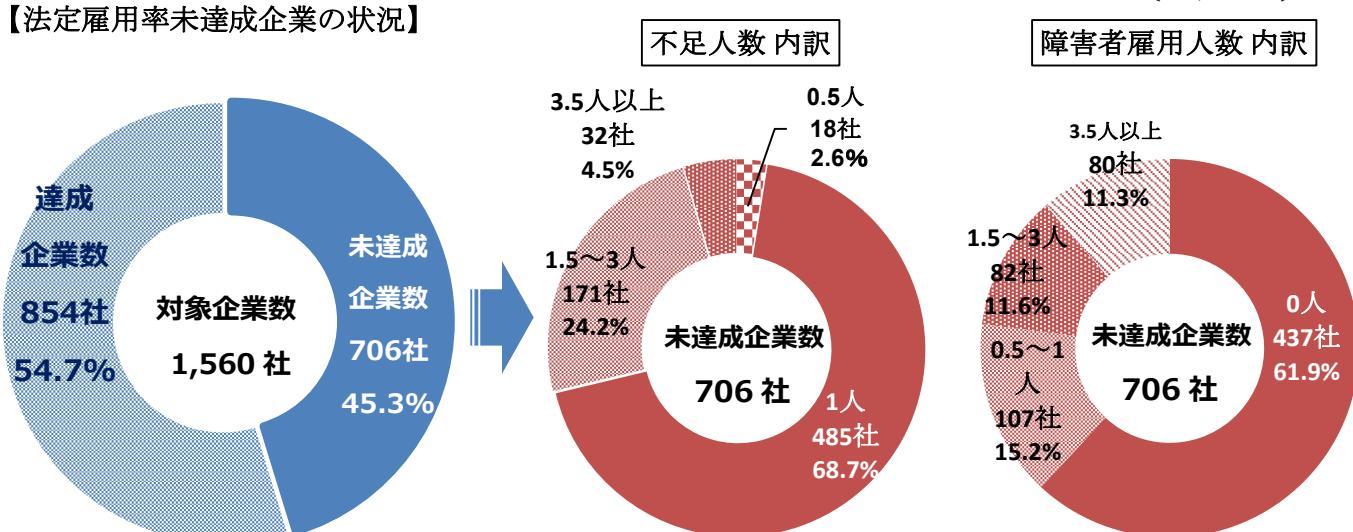
(4) 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業は 706 社で、そのうち、不足数が 0.5 人又は1人である企業(1人不足企業)が、全体の 71.2% (503 社)と多数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、61.9% (437 社)となっている。[グラフ6] [表4]

[グラフ6]

【法定雇用率未達成企業の状況】



2. 公的機関における在職状況

(1) 県の機関

県の機関(法定雇用率 2.8%)に在職している障害者の数は 199.5 人で、前年より 3.37% (6.5 人) 増加しており、実雇用率は 3.39% と前年に比べ 0.09 ポイント上昇した。
[表5、表6-1]

(2) 市町等の機関

市町等の機関(法定雇用率 2.8%)に在職している障害者の数は 534.0 人で前年より 7.99% (39.5 人) 増加した。実雇用率は 2.80% と前年に比べ 0.13 ポイント上昇した。
27 機関中 19 機関が達成している。[表5、表6-1]

(3) 県・市町の教育委員会

県の教育委員会(法定雇用率 2.7%)に在職している障害者の数は 341.5 人で前年より 0.30 % (1.0 人) 増加したが、実雇用率は 2.40% と前年より 0.3 ポイント低下した。

市町の教育委員会(法定雇用率 2.8%)に在籍している障害者の数は 5.0 人で前年より 1.0 人減少したが、実雇用率は 2.87% と前年より 0.19 ポイント上昇した。[表5、表6-2]

3. 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等(法定雇用率 2.8%)に雇用されている障害者の数は 54.0 人で前年より 6.93% (3.5 人) 増加したが、実雇用率は 2.69% と前年に比べ 0.27 ポイント低下した。
[表5、表6-2]

4. 障害者雇用促進のための今後の施策

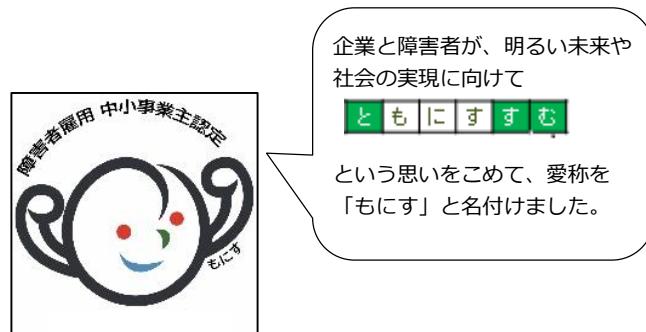
栃木労働局では、県内に本社を置く企業の事業主等に対して、以下の施策等に取り組み、本県の障害者雇用率の向上と法定雇用率達成企業の増加を引き続き図ることとする。

- ハローワークと関係機関が連携して法定雇用率未達成企業を訪問し、各機関の支援内容等を説明・提案することにより、障害者雇用への理解の促進及び雇用拡大を図る。
特に、令和8年7月からの法定雇用率が、2.5%から 2.7% に引き上げられるまでの間のシミュレーションを行い企業の障害者雇用が円滑に推進されるよう、全ての企業への周知を徹底し、雇用率未達成企業に対してハローワークと関係機関が連携した「企業チーム支援」による重点的な支援を実施する。
- 企業の採用機会、障害者の就業機会、それぞれの拡大のために、県内3地域において「合同就職面接会」を開催する。
また、地域ニーズ等を踏まえ、オンラインツールも活用しながら、ハローワーク単位でミニ面接会を開催する。
障害者雇用に関する意識啓発や理解促進、雇用ノウハウ周知のためのセミナーや特別支援学校の見学会等を開催し、障害特性等を理解する機会を提供する。
- 雇用率未達成企業のトップ及び人事担当者に対して、ハローワークや労働局幹部による助言・指導を実施する。

- 増加する精神障害者(発達障害者含む)の職場定着を図るため、精神・発達障害者雇用サポートによる企業向け支援の強化を図る。

また、「精神・発達障害者しごとソポーター養成講座」を開催し、精神障害者と一緒に働く一般労働者に対する障害特性やコミュニケーション方法等の理解促進を図る。

養成講座は大規模会場での集合講座、企業に出向いての出前講座とともに、オンラインツールを活用しながら柔軟に実施し、企業内における「ソポーター」の増加を図っていく。
- 障害者の雇用に関する優良な中小企業を認定する「もにす認定」制度を普及させ、これら事業主との関係構築及び強化に努め、障害者の雇用促進と安定を図る。



【参考】

	令和6年	令和7年	増減
実雇用率(本県)	2.48%	2.50%	0.02 ポイント増加
(全国)	2.41%	2.41%	前年同率
雇用率達成企業割合(本県)	54.0%	54.7%	0.70 ポイント増加
(全国)	46.0%	46.0%	前年同率

表1 民間企業における年度別障害者雇用状況

各年6月1日現在

項目 年	① 企業数 (注1)	② 法定雇用 障害者数 の算定の 基礎となる 労働者数 (注2)	③ 障害者の数(注3)															④ S 実雇用率 (F+L+Q) $M+N+P \times 0.5$ ※R4年迄 $M+(N-O) \times 0.5 + O$ ※H29年迄 $(M+N \times 0.5)$	⑤ T 雇用率達成 企業数 (割合)			
			A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある短時 間労働者	D 重度以外 の身体障 害者である 特定短時 間労働者 (注4)	E 重度身体 障害者で ある短時 間労働者 (A× 2+B+C+D ×0.5+E× 0.5)	F 身体障害 者計	G 重度知的 障害者	H 重度以外 の知的障 害者	I 重度知的 障害者で ある短时 間労働者	J 重度知的 障害者以 外である 短時間労 働者	K 重度知的 障害者以 外である 短時間労 働者(注 4)	L 知的障害 者計 (G×2+H+I +J×0.5+ K×0.5)	M 精神 障害者	N 精神障 害者で ある短時 間労働者	O 精神障害 者数 短時間 特例該當 (注3)	P 精神障害 者である 特定短時 間労働者 (注4)	Q 精神 障害者計 M+N+P×0.5 ※R4年迄 M+(N-O)× 0.5+O ※H29年迄 (M+N×0.5)			
平成26年	1,046	191,493.5	645	981	83	67	-	2,387.5	129	476	20	74	-	791.0	159	60	-	-	189.0	3,367.5	1.76%	534 (51.1%)
平成27年	1,079	195,672.0	693	1,003	83	75	-	2,509.5	119	524	26	80	-	828.0	190	63	-	-	221.5	3,559.0	1.82%	594 (55.1%)
平成28年	1,074	198,752.0	747	988	83	97	-	2,613.5	121	573	24	100	-	889.0	232	93	-	-	278.5	3,781.0	1.90%	615 (57.3%)
平成29年	1,106	206,355.0	772	989	109	116	-	2,700.0	131	610	68	135	-	1,007.5	281	199	-	-	380.5	4,088.0	1.98%	665 (60.1%)
平成30年	1,237	216,895.5	795	1,000	129	124	-	2,781.0	141	666	56	118	-	1,063.0	354	174	117	-	499.5	4,343.5	2.00%	679 (54.9%)
令和元年	1,253	218,954.5	820	1,051	107	125	-	2,860.5	142	693	53	155	-	1,107.5	410	196	127	-	571.5	4,539.5	2.07%	706 (56.3%)
令和2年	1,276	222,254.5	874	1,040	114	133	-	2,968.5	152	752	53	196	-	1,207.0	446	275	176	-	671.5	4,847.0	2.18%	732 (57.4%)
令和3年	1,366	230,023.5	877	1,061	133	164	-	3,030.0	150	828	59	260	-	1,317.0	501	432	275	-	854.5	5,201.5	2.26%	743 (54.4%)
令和4年	1,361	232,041.5	886	1,058	152	174	-	3,069.0	182	866	59	321	-	1,449.5	573	516	332	-	997.0	5,515.5	2.38%	773 (56.8%)
令和5年	1,381	232,200.5	857	1,056	130	176	-	2,988.0	192	896	65	268	-	1,479.0	597	486	486	-	1,083.0	5,550.0	2.39%	805 (58.3%)
令和6年	1,509	237,526.5	879	1,063	142	172	41	3,069.5	189	950	62	242	6	1,514.0	721	546	-	62	1,298.0	5,881.5	2.48%	815 (54.0%)
令和7年	1,560	245,758.5	896	1,065	156	157	58	3,120.5	199	980	54	245	8	1,558.5	842	577	-	93	1,465.5	6,144.5	2.50%	854 (54.7%)

注1 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模)についての集計である。

注2 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注3 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成23年～令和5年〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者

重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)(※)

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

※令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、

重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

注4 ③のABGHM欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、CDIJN欄及びO欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、EKP欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

表2 民間企業における企業規模別障害者の雇用状況

令和7年6月1日現在

項目 規模別	① 企業数 (注1)	② 常用労働者数	③ 短時間労働者数	④ 常用労働者 総数 (②+③)× 0.5)	⑤ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注2)	⑥ 障害者の数(注3)												Q 合計 (F+L+P)	⑦ 実雇用率 ((⑥Q÷⑤) ×100)	⑧ 雇用率 達成企業数 (割合)	⑨ 法定雇用障 害者数に不 足する障害 者数		
	A 重度身体障害者	B 重度以外の身体障害者	C 重度身体障害者である短時間労働者	D 重度身体障害者以外である短時間労働者	E 重度身体障害者である特定短時間労働者 (注4)	F 身体障害者計 (A× 2+B+C+D ×0.5+E ×0.5)	G 重度知的障害者	H 重度以外の知的障害者	I 重度知的障害者である短時間労働者	G 重度知的障害者以外である短時間労働者	K 重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	L 知的障害者計 (G×2+H +I+J× 0.5+K× 0.5)	M 精神障害者	N 精神障害者である短時間労働者	O 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	P 精神障害者計 M+N+O ×0.5							
40~100人未満	954	57,237	6,458	60,466.0	58,497.0	144	227	57	58	10	606.0	34	217	30	145	2	388.5	164	360	10	529.0	1,523.5	2.60% 497 (52.1%) 502.0
	911	54,683	7,334	58,350.0	55,867.5	143	224	47	64	6	592.0	33	210	33	162	1	390.5	125	351	9	480.5	1,463.0	2.63% 465 (51.0%) 476.0
100~300人未満	464	72,188	5,732	75,054.0	71,870.0	280	323	37	42	12	947.0	78	278	13	33	4	465.5	213	92	28	319.0	1,731.5	2.41% 277 (59.7%) 325.5
	456	71,706	6,300	74,856.0	69,606.0	278	333	34	38	12	948.0	71	285	13	28	2	455.0	210	78	12	294.0	1,697.0	2.44% 279 (61.2%) 301.0
300~500人未満	71	25,258	1,613	26,064.5	25,130.5	93	101	9	12	9	306.5	15	102	2	14	2	142.0	89	18	14	114.0	562.5	2.24% 36 (50.7%) 96.5
	71	25,323	2,075	26,360.5	24,878.5	95	87	11	18	7	300.5	15	91	3	18	1	133.5	74	28	6	105.0	539.0	2.17% 31 (43.7%) 111.0
500~1,000人未満	45	29,697	1,745	30,569.5	29,073.5	114	119	15	12	7	371.5	26	163	4	26	0	232.0	126	30	10	161.0	764.5	2.63% 29 (64.4%) 54.0
	46	31,056	2,061	32,086.5	29,023.5	114	127	16	17	5	382.0	26	160	9	16	1	229.5	103	29	11	137.5	749.0	2.58% 27 (58.7%) 53.5
1,000人以上	26	61,720	6,281	64,860.5	61,187.5	265	295	38	33	20	889.5	46	220	5	27	0	330.5	250	77	31	342.5	1,562.5	2.55% 15 (57.7%) 51.0
	25	60,275	6,318	63,434.0	58,351.0	249	292	34	35	11	847.0	44	204	4	18	1	305.5	209	60	24	281.0	1,433.5	2.46% 13 (52.0%) 53.0
合 計	1,560	246,100	21,829	257,014.5	245,758.5	896	1,065	156	157	58	3,120.5	199	980	54	245	8	1,558.5	842	577	93	1,465.5	6,144.5	2.50% 854 (54.7%) 1,029.0
	1,509	243,043	24,088	255,087.0	237,526.5	879	1,063	142	172	41	3,069.5	189	950	62	242	6	1,514.0	721	546	62	1,298.0	5,881.5	2.48% 815 (54.0%) 994.5

※下段は前年度(令和6年度)

(注1~4) 表1と同じ

表3 民間企業における産業別障害者の雇用状況

令和7年6月1日現在

項目 産業別	① 企業数 (注1)	② 常用 労働者数	③ 短時間 労働者数	④ 常用労働 者総数 (②+③)× 0.5)	⑤ 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる 労働者数 (注2)	⑥ 障害者の数(注3)														⑦ 実雇用率 (⑥Q÷⑤ ×100)	⑧ 雇用率達 成企業数	⑨ 法定雇用 障害者数 に 不足する 障害者数				
						A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある短時間労 働者	D 重度以外 の身体障 害者である 短時間労 働者	E 重度身体 障害者で ある特定 短時間労 働者 (注4)	F 身体障害 者計(A× 2+B+C+D ×0.5+E ×0.5)	G 重度知的 障害者	H 重度以外 の知的障 害者	I 重度知的 障害者で ある短時間 労働者 (注4)	G 重度以外 の知的障 害者	K 重度知的 障害者で ある短時間 労働者 (注4)	L 知的障害 者計(G× 2+H+I+J ×0.5+K ×0.5)	M 精神 障害者	N 精神 障害者で ある短時間 労働者 (注4)	O 精神 障害者で ある特定短 時間労働者 (注4)	P 精神 障害者計 M+N+O× 0.5	Q 合 計 (F+L+P)	うち 新規雇用			
農林漁業	13	934	57	962.5	962.5	2	4	0	2	0	9.0	0	5	0	0	0	5.0	3	0	0	3.0	17.0	2.5	1.77%	7	6.5
鉱業、採石、砂利採取業	6	556	14	563.0	562.0	1	4	0	0	0	6.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	6.0	0.0	1.07%	1	6.0
建設業	67	7,041	171	7,126.5	6,530.5	25	35	2	1	0	87.5	0	3	0	0	0	3.0	10	2	0	12.0	102.5	10.0	1.57%	27	55.0
製造業(計)	457	63,397	2,046	64,420.0	64,293.0	270	291	15	15	2	854.5	92	328	9	8	0	525.0	193	16	11	214.5	1594.0	149.0	2.48%	285	233.0
食料品・たばこ	75	10,288	892	10,734.0	10,734.0	31	32	2	3	0	97.5	11	105	2	5	0	131.5	43	8	9	55.5	284.5	28.5	2.65%	57	28.5
織維工業	12	1,144	19	1,153.5	1,149.5	4	5	0	0	0	13.0	2	3	0	3	0	8.5	4	0	0	4.0	25.5	4.0	2.22%	6	8.0
木材・家具	19	1,650	43	1,671.5	1,671.5	4	12	0	0	0	20.0	0	11	0	0	0	11.0	6	0	0	6.0	37.0	2.0	2.21%	13	8.0
パルプ・紙・印刷	21	1,688	85	1,730.5	1,729.5	12	10	0	1	1	35.0	19	27	2	0	0	67.0	7	1	1	8.5	110.5	9.5	6.39%	16	6.0
化学工業	47	4,745	196	4,843.0	4,843.0	9	20	3	2	0	42.0	10	15	2	0	0	37.0	11	0	0	11.0	90.0	10.0	1.86%	25	29.5
窯業・土石	19	1,643	20	1,653.0	1,653.0	8	10	0	0	0	26.0	0	0	1	0	0	1.0	3	0	0	3.0	30.0	3.0	1.81%	8	11.0
鉄鋼	8	1,704	12	1,710.0	1,592.0	8	9	1	1	0	26.5	1	6	0	0	0	8.0	2	1	0	3.0	37.5	4.0	2.36%	5	6.5
非鉄金属	9	1,566	33	1,582.5	1,582.5	7	9	0	0	0	23.0	1	8	0	0	0	10.0	3	0	0	3.0	36.0	4.0	2.27%	5	8.0
金属製品	67	6,152	98	6,201.0	6,197.0	18	35	3	1	0	74.5	8	24	1	0	0	41.0	10	0	0	10.0	125.5	19.5	2.03%	39	37.0
電気機械	37	10,923	205	11,025.5	11,025.5	72	49	5	1	0	198.5	19	14	1	0	0	53.0	29	1	0	30.0	281.5	24.0	2.55%	22	19.5
その他機械	111	16,909	251	17,034.5	17,034.5	83	67	0	4	0	235.0	14	90	0	0	0	118.0	57	2	0	59.0	412.0	34.0	2.42%	64	61.0
その他	32	4,985	192	5,081.0	5,081.0	14	33	1	2	1	63.5	7	25	0	0	0	39.0	18	3	1	21.5	124.0	6.5	2.44%	25	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	237	19	246.5	246.5	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.00%	0	4.0
情報通信業	23	4,378	65	4,410.5	4,410.5	23	15	1	0	0	62.0	0	1	0	2	0	2.0	8	15	0	23.0	87.0	12.5	1.97%	11	17.0
運輸業、郵便業	106	13,377	930	13,842.0	12,452.0	48	76	4	5	2	179.5	6	33	2	2	0	48.0	24	9	2	34.0	261.5	25.0	2.10%	56	73.0
卸売業、小売業	190	38,972	5,201	41,572.5	41,571.5	131	136	20	18	11	432.5	26	225	18	44	1	317.5	137	86	19	232.5	982.5	99.0	2.36%	83	160.5
金融業、保険業	16	7,040	370	7,225.0	7,225.0	42	54	5	4	0	145.0	0	7	0	0	0	7.0	16	2	0	18.0	170.0	15.0	2.35%	5	15.5
不動産業、物品賃貸業	19	4,821	192	4,917.0	4,915.0	23	23	3	1	0	72.5	0	1	0	0	0	1.0	25	0	2	26.0	99.5	11.5	2.02%	6	17.0
学術研究、専門・技術サービス業	27	4,690	79	4,729.5	4,727.5	14	24	0	0	0	52.0	4	15	0	0	0	23.0	28	3	0	31.0	106.0	9.0	2.24%	16	15.0
宿泊業、飲食サービス業	49	7,718	3,634	9,535.0	9,535.0	16	33	9	16	8	86.0	1	56	4	20	0	72.0	24	20	7	47.5	205.5	32.0	2.16%	22	37.0
生活関連サービス業、娯楽業	66	5,876	1,338	6,545.0	6,545.0	9	17	2	5	1	40.0	16	38	1	7	0	74.5	18	12	4	32.0	146.5	24.0	2.24%	32	40.5
教育、学習支援業	30	15,095	463	15,326.5	12,570.5	62	55	7	11	1	192.0	0	20	0	2	0	21.0	32	7	2	40.0	253.0	44.5	2.01%	6	50.0
医療、福祉	336	47,107	5,171	49,692.5	43,719.5	153	170	69	59	22	585.5	28	164	18	155	7	319.0	190	383	27	586.5	1491.0	300.5	3.41%	217	188.5
複合サービス業	17	4,132	115	4,189.5	4,189.5	15	14	2	1	0	46.5	3	10	0	1	0	16.5	18	0	1	18.5	81.5	7.0	1.95%	8	17.0
サービス業	135	20,729	1,964	21,711.0	21,303.0	62	114	17	19	11	270.0	23	74	2	4	0	124.0	116	22	18	147.0	541.0	98.5	2.54%	72	93.5
合 計	1,560	246,100	21,829	257,014.5	245,758.5	896	1,065	156	157	58	3,120.5	199	980	54	245	8	1,558.5	842	577	93	1,465.5	6,144.5	840.0	2.50%	854	1,029.0

(注1-4) 表1と同じ

表4 民間企業における障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

項目 規模別	① 法定雇用率未達成 企業の数	② 不足数(注2)								③ 障害者の雇用数が 0人である企業数	令和7年6月1日現在
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人以上7人	7.5人以上		
40～100人未満 (注1)	457 < 64.7% >	404 (88.4%)	53 (11.6%)	-	-	-	-	-	-	415	
100～200人未満	127 < 18.0% >	73 (57.5%)	43 (33.9%)	11 (8.6%)	-	-	-	-	-	21	
200～300人未満	60 < 8.5% >	16 (26.7%)	20 (33.3%)	14 (23.3%)	7 (11.7%)	3 (5.0%)	-	-	-	1	
300～500人未満	35 < 4.9% >	5 (14.3%)	10 (28.5%)	11 (31.4%)	5 (14.3%)	3 (8.6%)	1 (2.9%)	-	-	0	
500～1,000人未満	16 < 2.3% >	3 < 18.75% >	3 < 18.75% >	3 < 18.75% >	1 < 6.25% >	2 < 12.50% >	2 < 12.50% >	2 < 12.50% >	-	0	
1,000人以上	11 < 1.6% >	2 (18.18%)	2 (18.18%)	1 (9.09%)	1 (9.09%)	2 (18.18%)	0 (0.00%)	1 (9.09%)	2 (18.18%)	0	
合計	706	503 (71.2%)	131 (18.6%)	40 (5.7%)	14 (2.0%)	10 (1.4%)	3 (0.4%)	3 (0.4%)	2 (0.3%)	437	

(注1) ①欄、雇用義務のある企業(平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模)についての集計である。

(注2) ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

< >は未達成企業数に占める割合

()は当該規模企業階級内における構成比

表5 公的機関における障害者の雇用状況

令和7年6月1日現在

項目 機関名		① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数					④	
				A 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	D 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$ (注2)	実雇用率 (③F / ②) × 100 %
県	知事部局	1	5,292.0	46.0	0.0	86.0	0.0	1.0	178.5	3.37%
	警察本部	1	588.0	6.0	0.0	9.0	0.0	0.0	21.0	3.57%
	計	2	5,880.0	52.0	0.0	95.0	0.0	1.0	199.5	3.39%
市町等	市	14	15,932.0	109.0	9.0	223.0	6.0	1.0	453.5	2.85%
	町	11	2,891.0	17.0	3.0	36.0	1.0	0.0	73.5	2.54%
	広域行政	2	250.0	1.0	0.0	5.0	0.0	0.0	7.0	2.80%
	計	27	19,073.0	127.0	12.0	264.0	7.0	1.0	534.0	2.80%
教育委員会	県	1	14,209.0	70.0	1.0	197.0	2.0	5.0	341.5	2.40%
	市・町	1	174.5	0.0	1.0	3.0	2.0	0.0	5.0	2.87%
	計	2	14,383.5	70.0	2.0	200.0	4.0	5.0	346.5	2.41%
地方独立行政法人等		5	2,008.0	10.0	2.0	31.0	2.0	0.0	54.0	2.69%
合計		36	41,344.5	259.0	16.0	590.0	13.0	7.0	1134.0	2.74%

(注1) ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

(注3) A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

○県の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
知事部局	5,292.0	178.5	3.37%	0.0	特例認定あり(注4)
警察本部	588.0	21.0	3.57%	0.0	

○市町の状況(法定雇用率 2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
宇都宮市	4,370.5	124.0	2.84%	0.0	特例認定あり(注4)
足利市	1,417.0	39.0	2.75%	0.0	特例認定あり(注4)
栃木市	1,690.0	49.0	2.90%	0.0	特例認定あり(注4)
佐野市	1,204.5	38.5	3.20%	0.0	特例認定あり(注4)
鹿沼市	873.5	25.0	2.86%	0.0	
日光市	993.0	26.0	2.62%	1.0	特例認定あり(注4)(注5)
小山市	1,326.5	36.5	2.75%	0.5	特例認定あり(注4)(注5)
真岡市	734.0	18.0	2.45%	2.0	特例認定あり(注4)
大田原市	744.0	20.0	2.69%	0.0	特例認定あり(注4)
矢板市	344.5	10.0	2.90%	0.0	特例認定あり(注4)
那須塩原市	806.0	23.0	2.85%	0.0	特例認定あり(注4)
さくら市	572.0	20.0	3.50%	0.0	特例認定あり(注4)
那須烏山市	343.5	9.0	2.62%	0.0	特例認定あり(注4)
下野市	513.0	15.5	3.02%	0.0	特例認定あり(注4)
上三川町	297.0	8.0	2.69%	0.0	特例認定あり(注4)
益子町	208.5	4.0	1.92%	1.0	特例認定あり(注4)
茂木町	202.5	4.0	1.98%	1.0	特例認定あり(注4)
市貝町	177.0	4.0	2.26%	0.0	特例認定あり(注4)
芳賀町	240.0	6.0	2.50%	0.0	特例認定あり(注4)
壬生町	345.5	12.0	3.47%	0.0	特例認定あり(注4)
野木町	243.0	6.0	2.47%	0.0	特例認定あり(注4)
塩谷町	199.5	6.0	3.01%	0.0	特例認定あり(注4)
高根沢町	268.0	5.0	1.87%	2.0	特例認定あり(注4)(注5)
那須町	434.5	11.5	2.65%	0.5	特例認定あり(注4)(注5)
那珂川町	275.5	7.0	2.54%	0.0	特例認定あり(注4)
南那須地区広域行政事務組合	205.0	4.0	1.95%	1.0	
芳賀地区広域行政事務組合	45.0	3.0	6.67%	0.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

(注4) 当該機関は特例認定を受けている。この特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣又は労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

(注5) 日光市においては、12月1日時点において、障害者の数28.0人、実雇用率2.82%、不足数0.0人となっている。

小山市においては、12月1日時点において、障害者の数37.5人、実雇用率2.77%、不足数0.0人となっている。

高根沢町においては、12月1日時点において、障害者の数7.0人、実雇用率2.55%、不足数0.0人となっている。

那須町においては、12月1日時点において、障害者の数13.0人、実雇用率3.00%、不足数0.0人となっている。

○県教育委員会の状況(法定雇用率 2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
栃木県	14,209.0	341.5	2.40%	41.5	

○市町教育委員会の状況(法定雇用率 2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
鹿沼市教育委員会	174.5	5.0	2.87%	0.0	

○地方独立行政法人等の状況(法定雇用率 2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
宇都宮大学	634.5	18.5	2.92%	0.0	
栃木県立岡本台病院	150.0	4.0	2.67%	0.0	
栃木県立リハビリティーションセンター	256.0	8.0	3.13%	0.0	
栃木県立がんセンター	389.5	7.5	1.93%	2.5	(注4)
新小山市民病院	578.0	16.0	2.77%	0.0	

(注1-3) 表6-1 と同じ

(注4) 栃木県立がんセンターにおいては、10月1日時点において、障害者の数12.5人、実雇用率3.22%、不足数0.0人となっている。